

区制施行に向けた行政サービスの提供体制

政令指定都市移行後は、市の業務を『市役所本庁・区役所・本庁出先機関・総合事務所・出張所』という三層構造で行います。

市役所本庁

全市的な政策企画や産業振興など、広域的・統一的な処理が必要な業務や、各区との連絡調整、区政支援等を行います。

区役所・本庁出先機関

市民生活にかかわりの深い行政サービスは、各区の区役所や本庁出先機関で行います。

- 区政運営** 区の運営方針の策定、広報 など
- まちづくり** (仮称)区民会議、地域振興、自治会等団体支援 など
- 市民生活** 防災・防犯・交通安全、区民相談、戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑登録、スポーツ、生涯学習 など
- 保健福祉** 福祉事務所業務(生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等)、精神保健、子育て支援、国民健康保険、国民年金、介護保険、介護予防、保健センター業務(母子・成人保健等) など
保健福祉業務は、主に、A区は(仮称)北地区保健福祉センター、B区は本庁とウェルネスさがみはら等の各課、C区は南保健福祉センターでサービスを実施します。
- 税務** 税務事務所業務(申告書等の受付、納税相談、税証明等)
税務事務所業務は、A区・C区は各区の税務事務所、B区は本庁の各課でサービスを実施します。
- 土木** 土木事務所業務(道路の維持管理、下水道の維持管理等)
土木事務所業務は、A区の津久井地域は津久井地域を所管する土木事務所、A区の橋本・大沢地区とB区は本庁各課、C区は南土木事務所サービスを実施します。

このほか、各区には区の会計管理者と選挙管理委員会を設置します。

総合事務所(津久井地域)

総合事務所エリア内のまちづくり支援に関する業務、市民に身近で基礎的な窓口業務、津久井地域の特性を考慮した個別行政分野のサービスなどを行います。

現在の組織・機能を再編します

- ・環境、経済、建設、教育の機能...津久井地域における総合的な施策の推進や効率性の向上を図るため、統合や再編を行います。
- ・土木の機能...現在の津久井総合事務所内に設置する土木事務所へ統合します。
津久井地域の出張所・連絡所については、原則として、現在の行政サービス機能を維持します。

出張所(旧相模原市域)

現在の行政サービス機能を維持し、市民に身近で基礎的な窓口業務を行うとともに、出張所区域内のまちづくり支援を行います。

各組織の機能は、現時点で想定される内容であり、今後、具体的な検討を進める中で変動する可能性があります。

各区・地域の特性を活かすまちづくりの仕組み

区の自主性を高める行財政システムの整備

区長の責務と権限の明確化や、区で独自に執行できる予算配分の仕組みなどを整えます。

市民協働による新たなまちづくりの仕組み

各行政区には...

(仮称)区民会議を設置します

市民と行政が各区の課題や方向性について協議を行うとともに、区のビジョンを策定し、各区の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。



22地域には...

(仮称)まちづくり会議を設置します

22地域(旧市の12出張所・本庁6地区・4地域自治区の各地域)に設置し、地域住民による主体的・自立的なまちづくりに取り組みます。

(仮称)地域政策担当を配置します

(仮称)まちづくり会議の庶務や地域の公益的活動の支援、区内の政策形成を行うとともに、自主的・自立的なコミュニティ形成を支援します。

地域自治区は新たな仕組みへ移行します

区制を活用した「市民協働による新たなまちづくりの仕組み」を全市域に整備することから、津久井地域の地域自治区の設置期間を平成22年3月31日までとします。

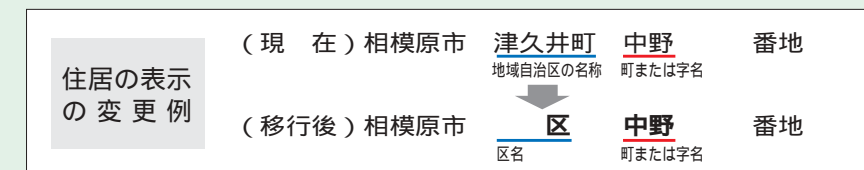
移行に伴う変更点

各地域協議会・地域自治区事務所

平成22年3月31日までの設置となります。

各地域自治区の住居の表示

政令指定都市移行後は、合併特例による地域自治区制度が適用されなくなることから、現在使われている住居の表示(住所)に各地域自治区の名称はつかなくなります。



旧町名は、地域の皆さんに広く親しまれてきた歴史あるものでもあり、地方自治法による町または字の変更という方法で住居の表示に残すこともできます。この方針については、今後、地域協議会を通じて地域の意見を把握し、決定していきます。